

衛生だより



令和2年度第3号（4月）発行
千葉県北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel : 0478-54-1291 Fax : 54-5996
夜間・休日緊急（転送されます）
（公社）千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

診療施設の変更届出について

新年度に入り、人事異動、新規採用等、診療獣医師の変更がある診療施設も多いと思われます。診療獣医師変更や診療施設の構造設備等、診療施設開設届出事項に変更があった場合は、**10日以内**に家畜保健衛生所に診療施設開設届出事項変更届出書を提出してください。

※詳しくは下記ホームページをご覧ください。様式のダウンロードもできます。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu.html>

ご不明な点は家畜保健衛生所までお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルスに係る 感染性廃棄物の適正処理について

新型コロナウイルスを始めとする、人が感染し又は感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物等（感染性廃棄物）は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って、適正に処理しましょう。また、別紙リーフレットも参考にしてください。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」は、下記URL、又は別紙リーフレットのQRコードを御参照ください。

<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

届出提出先・お問合せ先

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996
〒287-0004 千葉県香取市岩ヶ崎台12-1

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。



**消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう**

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

**感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう**

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の 鋭利なもの	②血液等の 液状または泥状のもの	③血液等が付着した ガーゼ等 再利用しないもの
耐貫通性のある 堅牢な容器	漏洩しない 密閉容器	丈夫な プラ袋の二重使用 または、 堅牢な容器
 <p>例：プラスチック製容器</p>		 <p>例：プラ袋（二重使用）</p>

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。

